3　1及び2の規定は、他方の締約国において行われた生産が前条1(a)から(q)までに規定する一又は二以上の工程の水準を超えない場合には、適用しない。

4　輸出者は、2に規定する産品に関し、第三・十六条2(a)に規定する原産地に関する申告を完成させるため、附属書三―Cに規定する情報を当該産品についての供給者から入手しなければならない。

5　4に規定する情報は、当該情報が提供された日から十二箇月を超えない期間内に供給される単一の貨物又は同一の材料についての複数の貨物について適用される。

第三・六条　許容限度

1　産品の生産において使用される非原産材料が附属書三―Bに定める要件を満たさない場合において、次のときは、当該産品は、締約国の原産品とみなす。

(a)　統一システム（注）の第一類から第四九類まで又は第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、全ての非原産材料の価額が当該産品の工場渡しの価額又は本船渡しの価額の十パーセントを超えないとき。

注　この章において言及する統一システムの関税分類番号は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに基づくものである。

(b)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、附属書三―A注釈六から注釈八までに定める許容限度が適用されるとき。

2　1の規定は、産品の生産において使用される非原産材料の価額が、附属書三―Bに定める要件において特定される非原産材料の最大価額（百分率で表示されるもの）を超える場合には、適用しない。

3　1の規定は、第三・三条に規定する締約国において完全に得られる産品については、適用しない。附属書三―Bの規定が産品の生産において使用される材料が完全に得られる産品であることを要求する場合には、1及び2の規定を適用する。

第三・七条　原産品としての資格の単位

1　この章の規定の適用上、原産品としての資格の単位は、統一システムに基づいて産品を分類する場合の基本的な単位とされる特定の産品とする。

2　貨物が統一システムの同一の項に分類される複数の同一の産品から成る場合には、この章の規定を適用するに当たり、個別の産品ごとに考慮する。

第三・八条　会計の分離

1　原産材料である代替性のある材料及び非原産材料である代替性のある材料については、その原産品としての資格を維持するため、保管の期間において、物理的に分離する。

2　この条の規定の適用上、「代替性のある材料」とは、種類及び商業上の品質が同一である材料（同一の技術的及び物理的特性を有するもの）であって、完成品に組み込まれた後はそれぞれを区別することができないものをいう。

3　1の規定にかかわらず、原産材料である代替性のある材料及び非原産材料である代替性のある材料については、会計の分離の方法を用いることを条件として、保管の期間において物理的に分離することなく産品を生産するために使用することができる。

4　3に規定する会計の分離の方法については、締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って適用する。

5　締約国は、自国の法令に定める条件の下で、会計の分離の方法の使用を当該締約国の税関当局による事前の許可の対象とすることを要求することができる。当該締約国の税関当局は、当該許可の運用を監視するものとし、当該許可を取得した者が会計の分離の方法を不適正に使用する場合又はこの章に定める他のいずれかの条件を満たさない場合には、当該許可を取り消すことができる。

6　会計の分離の方法は、いかなる場合にも、代替性のある材料を物理的に分離していたならば原産品としての資格を有したであろう数量を超えて、当該代替性のある材料が原産品としての資格を有しないことを確保する方法とする。

第三・九条　セット

統一システムの解釈に関する通則3(b)及び(c)の規定に従って関税分類が決定されるセットは、その全ての構成要素がこの章の規定に基づく原産品である場合には、締約国の原産品とする。セットは、原産品である構成要素及び非原産品である構成要素から成る場合には、非原産品である構成要素の価額が当該セットの工場渡しの価額又は本船渡しの価額の十五パーセントを超えないことを条件として、当該セット全体として締約国の原産品とする。

第三・十条　変更の禁止

1　輸入締約国において国内使用のために申告される原産品については、輸出の後、かつ、国内使用のために申告される前に、変更してはならず、何らかの改変を行ってはならず、並びに当該原産品を良好な状態に保存するために必要な工程及びマーク、ラベル、封印その他書類を付し、又は施す工程（輸入締約国の特定の国内的な要件の遵守を確保するためのもの）以外の工程を行ってはならない。

2　産品の蔵置又は展示は、当該産品が第三国において税関の監視の下に置かれていることを条件として、当該第三国において行うことができる。

3　貨物の分割は、当該分割が輸出者によって又は輸出者の責任の下で行われる場合には、当該貨物が第三国の税関の監視の下に置かれていることを条件として、当該第三国において行うことができる。ただし、この3の規定は、次節の規定の適用を妨げるものではない。

4　輸入締約国の税関当局は、1から3までの規定が遵守されているかどうかについて疑義がある場合には、輸入者に対し、遵守の証拠であって何らかの方法によるもの（船荷証券等の契約上の運送書類、事実関係の又は具体的な証拠（包装の表示又は包装に付された番号に基づくもの）、産品自体に関連する証拠等）を提供するよう要求することができる。

第三・十一条　返送される産品

締約国から第三国に輸出された当該締約国の原産品が当該締約国に返送された場合には、当該原産品については、非原産品とみなす。ただし、当該締約国の税関当局に対し、その返送された原産品について次の(a)及び(b)の要件が満たされていると当該税関当局が認めるに足りる十分な立証が行われる場合は、この限りでない。

(a)　輸出された当該締約国の原産品と同一のものであること。

(b)　当該第三国にある間又は輸出のための輸送中に、当該返送された原産品を良好な状態に保存するために必要な工程以外の工程が行われなかったこと。

第三・十二条　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

1　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、次の場合には、この条の規定の適用の対象となる。

(a)　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が、産品に含まれるものとして分類され、及び当該産品と共に納入されており、並びにその仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされていない場合

(b)　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の種類、数量及び価額が産品について慣習的なものである場合